



茨城県報

第 1 8 5 5 号

平成19年 3 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

一般廃棄物処理施設の変更許可申請 (廃棄物対策課)	1
産業廃棄物処理施設の変更許可申請 (廃棄物対策課)	2
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (高齢福祉課)	3
大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課)	5
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	7
定款変更の認可 (農村計画課)	9
道路の区域の変更 (道路維持課)	9
道路の供用の開始 (6 件) (道路維持課)	9
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (2 件) (道路維持課)	11
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	11
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	11
土地改良法に基づく換地処分 (2 件) (土地改良事務所)	12
(選 挙 管 理 委 員 会)	
選挙管理委員会第 3 回定例会の招集.....	12
常北土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定.....	12

公 告

予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	12
開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課)	12

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	14
------------------------------	----

告 示

茨城県告示第251号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、法第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社住金リサイクル 代表取締役社長 入田 耕三 茨城県鹿嶋市大字光字光 3 番地
一般廃棄物処理施設の設置の場所	鹿嶋市大字光字光 3 番地
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設 (破碎・焼却施設 [ガス化改質方式] 第 期)
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	可燃ごみ, 不燃ごみ, これらの混合ごみ
申請年月日	平成19年 2 月19日
関係書類の縦覧場所	・茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町978番 6 ・鹿嶋市環境経済部環境課 鹿嶋市大字平井1187番地 1
縦覧期間	平成19年 3 月 6 日から平成19年 4 月 5 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

(1) 提出期限

平成19年 4 月20日

(2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第252号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第15条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、法第15条の 2 の 5 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社住金リサイクル 代表取締役社長 入田 耕三 茨城県鹿嶋市大字光字光 3 番地
産業廃棄物処理施設の設置の場所	鹿嶋市大字光字光 3 番地

産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設，廃油の焼却施設，産業廃棄物の焼却施設 ([ガス化改質方式] (第 期))
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，がれき類，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，ゴムくず，金属くず，紙くず，木くず，繊維くず，廃油 (特別管理産業廃棄物 (特定有害産業廃棄物を除く) を含む)
申請年月日	平成19年 2 月19日
関係書類の縦覧場所	・茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町978番 6 ・鹿嶋市環境経済部環境課 鹿嶋市平井1187番 1
縦覧期間	平成19年 3 月 6 日から平成19年 4 月 5 日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は，次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお，意見書は日本語により記載するものとする。

(1) 提出期限

平成19年 4 月20日

(2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課
水戸市笠原町978番 6

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 産業廃棄物処理施設の種類
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第253号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第75条及び第115条の 5 の規定に基づき，次のとおり変更届出があったので，同法第78条及び同法第115条の 9 の規定により告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870200771	有限会社 紫陽花 ケアサポート日立	有限会社 紫陽花 ケアサポート日立	日立市助川町 1 - 17 - 19	訪問介護	事業所の所在地 (旧所在地：日 立市弁天町 1 - 16 - 10)	平成19年 1 月10日
0870200771	有限会社 紫陽花 ケアサポート日立	有限会社 紫陽花 ケアサポート日立	日立市助川町 1 - 17 - 19	介護予防訪 問介護	事業所の所在地 (旧所在地：日 立市弁天町 1 - 16 - 10)	平成19年 1 月10日
0870301488	株式会社 いっし ん	ハートワン 土浦	土浦市天川 1 - 18 - 80	特定施設入 居者生活介 護	事業所の所在地 (旧所在地：土 浦市天川 1 - 71 5 - 1)	平成19年 1 月23日

茨城県告示第254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成19年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

増 岡 多喜男

(2) 住所

牛久市栄町6丁目66番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

増岡ショッピングプラザ

牛久市栄町3丁目136-1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 濱 裕 正

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社トレーダー	東京都足立区舎人5-19-2	川 島 正 和

(3) 変更の年月日

平成19年2月16日

(4) 変更する理由

小売業者変更のため

3 届出年月日

平成19年2月15日

茨城県告示第255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

増 岡 多喜男

(2) 住所

牛久市栄町 6 丁目66番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

増岡ショッピングプラザ

牛久市栄町 3 丁目136 - 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 翌午前 0 時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時

閉店時刻 翌午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 ~ 翌午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時 ~ 午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成19年 2 月16日

(4) 変更する理由

店舗運営計画変更のため

3 届出年月日

平成19年 2 月15日

茨城県告示第256号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市大字戸頭字大明神1118番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成19年 2 月 1 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社リアルパスコベーカーズ	東京都目黒区目黒本町 2 - 1 - 12	竹 下 茂 勝
クレーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 - 14 - 9 足立不動産ビル 4 F	嘉 悦 研 二
株式会社正光画廊	東京都品川区戸越 6 - 1 - 12	塩 野 正 雄

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ピ・アールサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 2 番 1 号	松 山 和 夫
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 6	西 原 浩 二
モードアキ株式会社	東京都昭島市松原町 5 丁目19番17号	佐々木 晃

(3) 届出年月日

平成19年 1 月17日

2 市町村の意見

特になし (取手市)

茨城県告示第257号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市大字戸頭字大明神1118番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成19年 2 月 1 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社リアルパスコベーカーイズ	東京都目黒区目黒本町 2 - 1 - 12	竹 下 茂 勝
クレーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 - 14 - 9 足立不動産ビル 4 F	嘉 悦 研 二
株式会社正光画廊	東京都品川区戸越 6 - 1 - 12	塩 野 正 雄

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ピ・アールサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目 2 番 1 号	松 山 和 夫
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 6	西 原 浩 二
モードアキ株式会社	東京都昭島市松原町 5 丁目 19 番 17 号	佐々木 晃

(3) 届出年月日

平成19年 1 月 17 日

2 市町村の意見

特になし (守谷市)



茨城県告示第258号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程 (平成 3 年茨城県告示第128号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融 資 機 関	資 金 種 類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
				貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B	貸付金のうち2億7千万円までの部分
6 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.50%	年1.25%	年1.00%	年1.75%	年1.50%	年1.25%
	上記以外の場合	年0.65%	年0.40%	年0.15%	年0.90%	年0.65%	年0.40%
6 年を超え7 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.50%	年1.25%	年1.00%	年1.75%	年1.50%	年1.25%
	上記以外の場合	年0.65%	年0.40%	年0.15%	年0.90%	年0.65%	年0.40%
7 年を超え8 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%

8 年を超え 9 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%		年0.75%	年0.50%	年0.25%
9 年を超え 10 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%		年0.75%	年0.50%	年0.25%
10 年を超え 11 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%		年0.65%	年0.40%	年0.15%
11 年を超え 12 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%
12 年を超え 13 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%
13 年を超え 14 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%
	上記以外の場合	年0.20%	-	-	年0.45%	年0.20%	-
14 年を超え 15 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%
	上記以外の場合	年0.20%	-	-	年0.45%	年0.20%	-

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人）を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農業協同組合等
		ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.40%	年0.40%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第 3 の 1 の(3)に規定する第 3 セクターをいう。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年2月20日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第259号

岡郷土地改良区から平成18年10月13日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成19年2月23日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山田岩瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
桜川市長方字星ノ宮1174番4から 桜川市中泉字星ノ宮333番4まで	旧	メートル 最大 16.0 最小 13.0	メートル 110	
	新	最大 42.0 最小 15.0	110	交差点改良

茨城県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市仁古田字松葉1398番1地先から
笠間市仁古田字辺田下1359番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月 5 日

茨城県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 293号

- 2 供用開始の区間 常陸大宮市田子内町3039番17から
常陸大宮市田子内町3031番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月 5 日

茨城県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成19年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 408号
- 2 供用開始の区間 牛久市岡見町字下宿2336番 3 地先から
牛久市岡見町字下宿2317番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月 9 日

茨城県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成19年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字吉原字昭和4224番 1 地先から
稲敷郡阿見町星の里25番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月10日

茨城県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成19年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 牛久市岡見町字下宿2333番 7 地先から
牛久市結束町字桜塚502番10地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月 9 日

茨城県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成19年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線

- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町小池字上小池2733番 5 地先から
稲敷郡阿見町小池字坪ノ内2469番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3 月10日

茨城県告示第267号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗公園線
- 3 区 間 大洗町大字磯浜町大洗境外6879番 1 から
大洗町大字磯浜町大洗下6890番 2 まで

茨城県告示第268号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 県道の種類 県道
- 2 路 線 名 岩瀬停車場線
- 3 区 間 桜川市犬田1365番 1 から
桜川市岩瀬122番 1 まで

茨城県告示第269号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、つくば市薬師土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
 - 組 合 の 名 称 つくば市薬師土地区画整理組合
 - 事 務 所 の 所 在 地 つくば市筑穂一丁目10番地 4 号
 - 事 業 施 行 期 間 自 平成 2 年 2 月22日
至 平成19年 3 月31日
 - 施 行 地 区 つくば市大曾根字薬師町及び字宿西の各一部の区域
 - 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 2 年 2 月22日
- 2 変更認可の年月日 平成19年 3 月 5 日

茨城県告示第270号

岡堰土地改良区から平成19年 1 月26日付けで施行認可申請のあった、土地改良事業（かんがい排水事業）寺田成沖

地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年2月8日付けで適当と決定したので、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土浦土地改良事業事務所に異議申出をすることができる。

平成19年3月5日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

1 縦覧に供する書類

寺田成沖地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画書の写し

岡堰土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成19年3月6日から平成19年4月3日まで

3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

茨城県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業箱田東部地区（第1換地区）に係る換地処分をした。

平成19年3月5日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 沢 正 巳

茨城県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業箱田東部地区（第2換地区）に係る換地処分をした。

平成19年3月5日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 沢 正 巳

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第19号

平成19年第3回定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月5日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成19年3月15日（木）午前10時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

(1) 平成19年第5回定例会の日程等について

(2) 市町村選挙の結果について

(3) 政治団体の設立届出等の状況について

(4) その他

茨城県選挙管理委員会告示第20号

常北土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定について

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により、常北土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会を城里町選挙管理委員会に指定する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

公 告

予防接種の業務を行う医師

茨城県内市町村長が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき実施するインフルエンザ予防接種については、自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる場所において予防接種を行うので、予防接種法施工令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

予防接種を行う医師名	医療機関名	所在地
橋本 達也	介護老人保健施設鹿野苑	鹿嶋市宮津台188 - 17

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市奥原町字長堀3489番4，同番5，同番10，同番11，同番17，同番24，同番25，同番26，同番27，同番28，同番29，3499番20，3592番1，3593番1，3592番1地先，字木戸向3496番2，同番5，同番6，3498番1，同番7，同番8，同番9，同番10，同番13，同番14

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村受領1454番24

有限会社 坂本企画

代表取締役 坂 本 万 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市板戸井字十三部2565番5，2704番3，同番4

2 事業主の住所及び氏名

常総市豊岡町乙1188番地 2

飯 村 尚 喜, 飯 村 かおり

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字八枚方2956番 3, 同番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町阿見4280番地23

金 坂 正 巳

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市磯部字天王東696番 5

2 事業主の住所及び氏名

北海道旭川市 5 条通 3 丁目1230番地の 2

鈴 木 聡, 鈴 木 智 子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市下片田字寺ノ西390番 7

## 2 事業主の住所及び氏名

古河市下片田378番地 1

高 山 優

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字下小橋字榎戸155番 2, 156番 3, 164番 1, 165番 3

2 事業主の住所及び氏名

土浦市荒川沖東三丁目 9 番34号

恒栄建設 株式会社

代表取締役 瑠璃川 宣

~~~~~

---

訓 令

---

(教育委員会)

## 茨城県教育委員会訓令第 1 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月 5 日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程 (昭和42年茨城県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 那珂湊二高一般用住宅の項を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)